

3総防管第2752号

令和3年10月22日

一般社団法人日本ショッピングセンター協会 御中

東京都知事

小池 百合子

(公印省略)

「基本的対策徹底期間」における対応について

日頃より、東京都の施策の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

専門家の分析によると、都内の感染状況については、新規陽性者数が継続して減少し、改善傾向にあります。また、医療提供体制の状況についても、入院患者数と重症患者数が継続して減少するなど、通常医療との両立が可能になりつつあります。他方、専門家からは、ワクチン接種後も、基本的な感染防止対策を徹底する必要があるとの指摘がありました。

こうした状況を踏まえ、都は、令和3年10月21日開催の東京都新型コロナウイルス感染症対策本部において、10月24日をもってリバウンド防止措置期間を終了し、「基本的対策徹底期間」（10月25日から11月30日まで）に移行することを決定いたしました。

同期間における対応の概要は、①都民向けの協力依頼（「三つの密」の回避をはじめとする基本的な感染防止策徹底の協力依頼等）、②事業者向けの協力依頼等（飲食店等において、同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とすることについての協力依頼、「TOKYOワクションアプリ」等の活用の推奨等）、③イベントの開催制限（人数上限や収容率等の規模要件に沿った開催要請等）等です。

なお、12月1日以降の対応については、別途決定し、改めてお知らせいたします。

皆様におかれましては、すでに感染拡大防止のための取組を推進していただいているところですが、より一層の御協力を賜りますとともに、関係者の皆様への周知等につきまして、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

なお、都は、皆様からの問合せに対応するコールセンター「東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター（電話：03-5388-0567）」を設置しております。併せまして、関係者の皆様に周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【送付資料】

令和3年10月21日付け「基本的対策徹底期間における対応」

【参考資料】

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年9月28日変更）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210928.pdf

※以上の他、「東京都緊急事態措置等に関する資料送付の方法について」を同封しておりますので、併せて御確認のほど、よろしくお願いいたします。